

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 佐川正孝
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

AUGUST 2023
 VOL.661

8



休日の霞ヶ浦(旧玉里村)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2023 8月号 CONTENTS●

全国安全週間を契機に茨城労働局長が 建設工事現場の安全パトロールを実施! 2	労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で! 10
令和5年上半期 県内の労働災害発生状況 3	第37回全国作業環境測定・評価推進運動 12
令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況 4	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ 13
令和5年度(前期)障害者就職面接会 5	講習会のご案内 14
年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう 6	全国労働衛生週間準備打合せ会日程 15
年5日の年次有給休暇の確実な取得を! 7	県内の労働災害発生状況 15
「働き方・休み方改善コンサルタント」が無料でアドバイス! 7	令和5年死亡災害発生状況 15
令和5年度働き方改革推進支援助成金のご案内(その2) 8	茨城県産業安全衛生大会 16

全国安全週間を契機に 茨城労働局長が 建設工事現場の安全パトロールを実施! ～死亡災害増加の建設業に、労働災害防止、熱中症予防を要請～



パトロール前に安全訓話をする澤口労働局長

やすい建設工事現場の安全パトロールを実施しました。

茨城労働局長の澤口局長をはじめ、水戸労働基準監督署の深津安全衛生課長など計6名は、株式会社安藤・間が茨城県茨城町で施工するR3霞ヶ浦導水石岡トンネル(第1工区)新設工事現場の安全パトロールにおいて、地上から立坑内への墜落・転落防止のための作業用階段へのネットの設置、エレベーターによる移動方法の徹底、トンネル内で資材を運ぶ運搬機と作業員の接触防止のための安全通路、暑さ指数を常に把握し、坑内換気冷却装置によるトンネル内の通風・換気等の熱中症予防対策、トンネル内の火災対策などの取組を確認しました。

澤口局長は、訓話の中で「建設工事現場では、作業内容が日々刻々と変化する。今後も作業開始前の安全点検や終業時の安全確認などを確実に実施し、労働災害を防止する対策の徹底に努めていただきたい。これから暑くなるので、水分・塩分を定期的に摂取して、熱中症の予防に十分注意していただきたい。」と呼び掛けました。

茨城労働局では、各労働基準監督署と連携して、労働災害が増加傾向にある業種に対し、職場の安全衛生活動の総点検を含めた労働災害防止対策の徹底に向けた周知啓発、指導を実施しています。

茨城労働局(局長 澤口 浩司)は、全国安全週間の7月4日に、水戸労働基準監督署と合同による安全パトロールを実施しました。

令和4年の茨城県内における死亡者数は30人と前年比で9人増加し、特に建設業では、前年の7人を大幅に上回る12人の尊い命が失われています。また、令和5年6月末時点の死亡者数は既に10人となり、その内建設業では2人の死亡災害が発生していることから、この増加傾向に歯止めをかけ、労働災害を減少させるため、墜落・転落災害や熱中症の予防など重篤な災害が起こり



本山所長(左)から熱中症予防の説明を受ける澤口労働局長(右)



トンネル内でパトロールを行う澤口労働局長(左)

【お問合せ先】 茨城労働局 労働基準部 健康安全課(電話:029-224-6215)

令和5年上半期 県内の労働災害発生状況 ～死亡災害、死傷災害ともに減少～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局は、令和5年上半期(1～6月)の労働災害発生状況をとりまとめました。

死亡災害の状況

労働災害による死亡者数は10人で、前年同期と比べて5人の減少となっています。

業種別にみると、製造業が3人、建設業2人、運輸交通業2人、その他で3人発生しています。

事故の型別では、「墜落・転落」で4人、「交通事故」で3人、「転倒」で2人、「はさまれ・巻き込まれ」で1人となっています。

死傷災害(休業4日以上)の状況

休業4日以上(休業4日以上)の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除き全産業で1,272人となり、前年同期に比べて11人の減少となっています。

業種別にみると製造業が371人(前年同期+22人)と最も多く、次いで陸上貨物運送事業185人(前年同期+4人)、小売業124人(前年同期-20人)、建設業116人(前年同期-5人)の順に多く、さらに社会福祉施設では96人(前年同期+10人)となっています。

事故の型別では、「転倒」が303人(前年同期+2人)、「墜落・転落」が234人(前年同期+25人)、「動作の反動・無理な動作」が182人(前年同期-8人)、「はさまれ・巻き込まれ」160人(前年同期-16人)の順となっています。

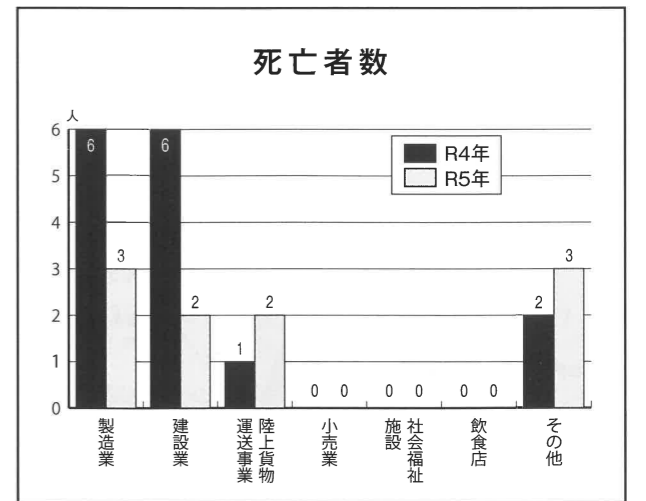
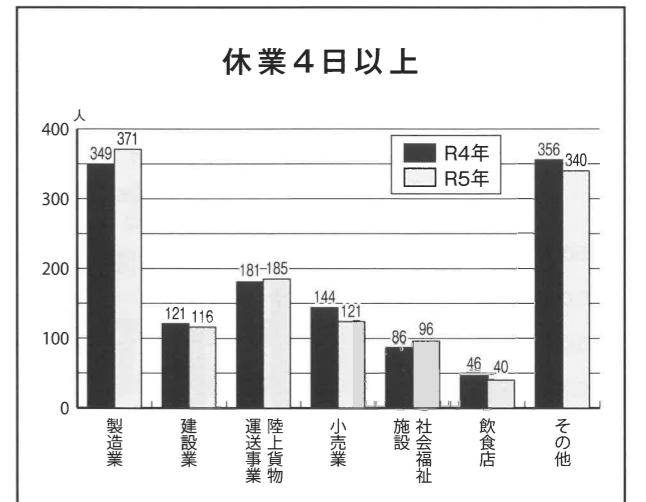
年齢別にみると、60歳以上の高齢労働者が382人(全体の30.0%)で、40歳以上が占める割合は全体の約73.9%となっています。

今後に向けて

茨城労働局では、例年、全国安全週間や全国労働衛生週間を契機として安全衛生活動の総点検の実施

を呼び掛けているところです。さらに労働災害が増加傾向にある社会福祉施設などを含む第三次産業における労働災害の防止や多発する「転倒」、「墜落・転落」による労働災害防止、高齢労働者における労働災害防止を促進するため、各種リーフレットやチェックリストを活用した取組の促進、ホームページの活用、関係団体との連携等により労働災害防止対策の徹底を図ることとしています。

各事業場の皆様におかれましては、更なる労働災害防止活動の促進に加え、熱中症予防対策、本年策定した「第14次労働災害防止推進計画」の指標を意識した取組をしていただきますようお願いいたします。



個別労働紛争に関する相談内容は 11年連続で『いじめ・嫌がらせ』がトップ

～令和4年度個別労働紛争解決制度施行状況(茨城労働局集計)～

茨城労働局 雇用環境・均等室

茨城労働局では、個別労働紛争の未然防止と円滑な解決促進を図るため、労働局及び労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、労働関係法令、判例等の情報提供や個別の労働相談に対応するほか、紛争当事者からの申出に基づき紛争の相手方に紛争解決に向けた話し合いの促進を促す助言・指導、紛争当事者間の話し合いを公平・中立な労働問題の専門家(弁護士等)が仲介することにより紛争解決を図るあっせんを実施しています。

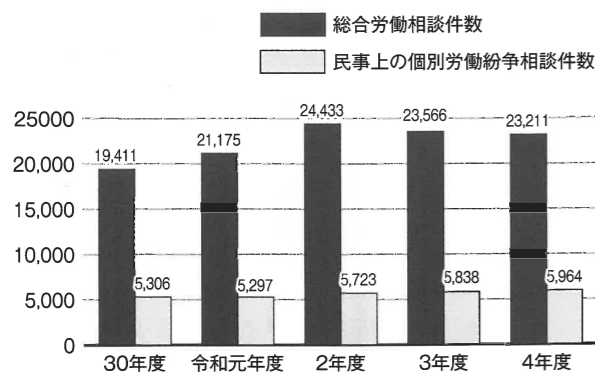
令和4年度には23,211件(前年度比-1.5%)の総合労働相談が寄せられましたが、このうち労働者と使用者の間で生じた個別労働紛争に関する相談件数は、5,964

件(前年度比+2.2%)となりました(第1図参照)。

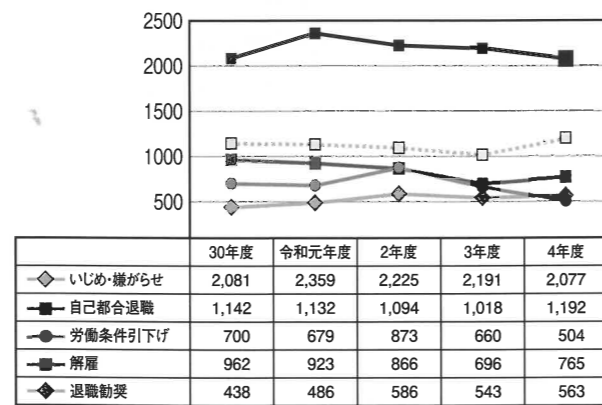
相談内容別では「いじめ・嫌がらせ*」が2,077件で前年度より5.2%減少しましたが、11年連続でトップとなりました(第2図参照)。また、助言・指導申出件数は194件(前年度比-12.2%)で、あっせん申請件数は104件(前年度比-15.4%)でした(内訳は、第3図、第4図参照)。

*令和4年4月、労働施策総合推進法が全面的に施行され、企業規模を問わず職場におけるパワー・ハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することとなったため、同法施行以降の当該紛争に関するものは「いじめ・嫌がらせ」に計上していません。

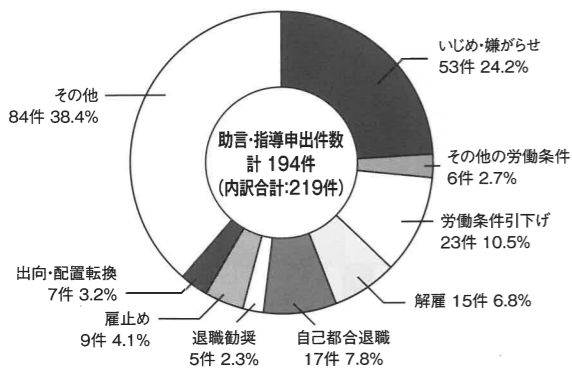
第1図 総合労働相談件数
及び民事上の個別労働紛争件数の推移



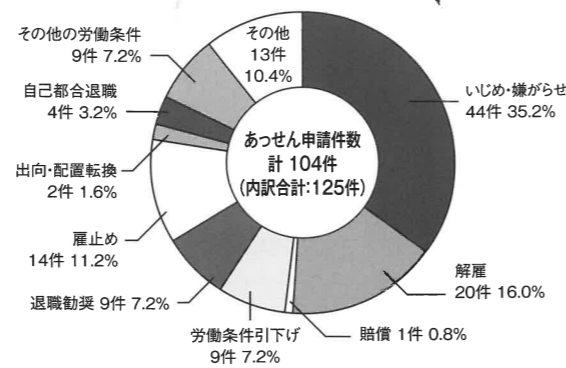
第2図 民事上の個別労働紛争
：主な相談内容別の件数推移



第3図 令和4年度助言・指導申出内容別の件数



第4図 令和4年度あっせん申請内容別の件数



令和5年度(前期)

障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～



求人・求職募集中

詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

県北会場

- 9月29日(金)
- 国民宿舎「鶴の岬」
日立市十王町伊師640
- 開催時間:13:00~15:30

鹿行会場

- 9月20日(水)
- 鹿島セントラルホテル
神栖市大野原4-7-11
- 開催時間:13:00~15:30

県央会場

- 9月22日(金)
- ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間:13:00~15:30

県西会場

- 9月26日(火)
- 結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1
- 開催時間:13:00~15:30

県南会場

- 9月28日(木)
- ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1
- 開催時間:13:00~15:30

※各会場とも受付は12:30からとなります。(天候により、順延または中止になる場合があります。)

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交代制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

- 株式会社と○労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。
- 1 当社の従業員が有する○○○○年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者は時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

年次有給休暇の取得は進んでいますか?

年5日の年次有給休暇の確実な取得を!

～年次有給休暇が10日以上付与されている全ての労働者について、付与から1年以内に5日以上取得させる必要があります～

労働基準法の改正を受け、2019年4月から全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

10日以上年次有給休暇が付与されている全ての労働者(パート・アルバイト含む)について、付与日(基準日)から1年以内に5日以上取得させる必要がありますので、労働者ごとに年次有給休暇の付与日数とその付与日、取得日数(残日数)などを確認の上、計画的な年休取得を進めましょう!

年次有給休暇の付与日数などについては、『年次有給休暇管理簿』を作成し、これにより各労働者の付与日、取得日数などを記録する必要があります。

なお、年次有給休暇の取得計画を定めるにあたっては、あらかじめ労働者から希望時季を聴取するなど、一方的に会社の都合だけで設定しないような配慮をすることが必要です。



「働き方改革」に取り組む事業主のみならず

「働き方・休み方改善コンサルタント」が無料でアドバイス!

～労働時間・休日の制度の見直しについて、専門家が、あなたの会社を訪問します～

「働き方改革」とは?

労働時間・休日の制度の見直し、多様な働き方(テレワーク、フレックスタイム制)の導入などにより長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進を図る等、これまでの働き方を見直す取り組みのことをいいます。

「働き方改革」により、企業の魅力アップ・優秀な人材確保が実現し、生産性向上や離職率低減などに繋がります。

「働き方・休み方改善コンサルタント」とは? ～「働き方改革」の取組を支援する経験豊富な専門家です!～

- 社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は全て無料です。また、御相談の秘密は固くお守りします。
- 労働基準法への対応を含めた労働時間制度等に関する電話・窓口相談、訪問コンサルティング等、幅広く対応いたします!

例えば、こんなお悩みはありませんか??

- 従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。
- フレックスタイム制や裁量労働制を導入したい。
- 仕事の無駄をなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直したい。
- 年次有給休暇をはじめ、休暇制度を充実したい。
- 多様な正社員制度、無期転換ルールを検討したい。
- 労働時間や休暇制度に関する説明会の講師をしてほしい。



【申込先・問合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 働き方・休み方改善コンサルタント

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6階

電話：029-277-8295 FAX：029-224-6265

URL：https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/



コンサルタントの詳細や
申込フォームは
こちらのQRコードをご確認ください!

令和5年度 働き方改革推進支援助成金のご案内(その2)

前号(その1)に引き続き、令和5年度に新設されましたコースについてご案内いたします。

※働き方改革推進支援助成金は、生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の推進を目的としています。

適用猶予業種等対応コース

建設業、運送業、病院等、砂糖製造業といった、適用猶予業種等への上限規制の適用に対応するため、時間外労働の削減、勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- 以下のいずれかに該当する中小企業事業主であること
常時使用する労働者数が300人以下もしくは資本金または出資額が3億円以下(病院等については5,000万円以下)の
 - 建設業
 - 運送業
 - 病院等
 - 砂糖製造業
- 下記「2 成果目標」(1)～(4)の設定に向けた条件を満たしていること

対象となる措置

本コースは、以下の「対象となる事業主」に該当する事業主が、1の支給対象となる取組を実施し、2の成果目標を達成した場合に以下の「助成額」を受給することができます。

- 支給対象となる取組
就業規則・労使協定等の作成・変更、研修(勤務間インターバル制度に関するものおよび業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、人材確保に向けた取組 等
- 成果目標
以下のいずれかの目標を1つ以上実施してください。各業種等ごとに選択できる目標が異なります。
 - 36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減(全ての業種等で選択可能)
 - 建設業、運送業、砂糖製造業に該当する場合
36協定の1箇月の延長することができる時間数が月60時間を超える時間数で締結・届出する事業場が、令和5年度(または令和6年度)に有効な36協定で月60時間以下の上限定額を行い、労働基準監督署に届け出ること
 - 病院等に該当する場合
36協定の1箇月の延長することができる時間数が月80時間を超える時間数で締結・届出する事業場が、令和5年度(または令和6年度)に有効な36協定で月80時間以下の上限定額を行い、労働基準監督署に届け出ること
 - 週休2日制の推進(建設業が選択可能)
4週5休から4週8休以上の範囲で休日を増加させること
 - 勤務間インターバル制度の導入(運送業、病院等が選択可能)
新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入することなど
 - 医師の働き方改革推進に関する取組の実施(病院等が選択可能)
以下の①および②をすべて実施すること

- 労務管理体制の構築等
 - 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること
 - 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保に係る協力体制の整備を行うこと(副業・兼業を行う医師がいる場合に限る)
 - 管理者層に対し、人事・労務管理のマネジメント研修を実施すること
- 医師の労働時間の実態把握と管理
 - 労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にしたうえで、医師の労働時間の実態把握を行うこと
 - 医師の勤務計画を作成すること
 - ※ 詳細については、厚生労働省HPで掲載している交付要綱および支給要領などをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

助成額

本コースは、成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。助成率および上限額は以下のとおりです。

- 助成率
3/4
(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- 上限額
成果目標の達成状況に応じて、助成上限額は変動します(最大450万円)。
 - 36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減
 - 建設業、運送業、砂糖製造業の場合
月80時間超の時間外・休日労働時間数を月60時間以下に設定した場合：上限250万円
※月60時間を超え月80時間以下の設定に留まった場合：上限額150万円
※月60時間超80時間以下の36協定を締結して、月60時間以下に設定した場合：200万円
 - 病院等の場合
月100時間超の時間外・休日労働時間数を月80時間以下に設定した場合：上限250万円
※月90時間超の時間外・休日労働時間数を月80時間以下に設定した場合：上限額200万円
※月80時間超の時間外・休日労働時間数を月80時間以下に設定した場合：上限額150万円
 - 所定休日の増加
1日増加ごとに25万円(最大100万円まで)
 - 勤務間インターバル制度の導入
インターバル時間数等に応じて、
 - 9時間以上11時間未満：100万円
 - 11時間以上：150万円 など
 - 医師の働き方改革推進に関する取組の実施
50万円
- 助成上限額の加算
上記2に加え、5%以上の賃金加算を実施した場合、労働者数に応じて上限額を加算します。
 - 1～3人：24万円
 - 4～6人：48万円
 - 7～10人：80万円
 - 11～30人：1人あたり8万円(上限240万円)
※3%以上引上げの場合は最大150万円
※常時使用する労働者数が30人以下の事業主については加算額が倍になります。

受給手続き

本コースを受給しようとする事業主は、厚生労働省HPで掲載する交付要綱および支給要領をご確認いただき、別途交付要綱等で定める期日までに、申請書に必要な書類を添えて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。本助成金は、国の予算に制約されるため、予告なく受付を締め切る場合があります。

【お問い合わせ、申請先】
茨城労働局助成金事務センター(029-246-6371 平日8:30～17:15)
〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-5-7 MシティビルⅢ1階

まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

労働保険は電子申請

イメージキャラクター
ペパレス執事

私、ペパレス執事が
無料で電子申請を
お手伝いします。

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

いつでもどこでも
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!

無料で電子申請 お手伝いします

わたしが
かけつけます!

令和5年度電子申請未利用事業場アドバイザー等
電子申請普及促進事業

お好みの方法でご参加いただけます。



オンライン
セミナーに
参加する



アドバイザー
に相談する

・どんな内容なのか聞いてみたい
・自社でも導入可能なか確認したい
・会社への申請に勉強したい

・初期設定や操作に不安がある
・調べた時間がないので教えて欲しい
・次の年度更新に向けて準備したい
・訪問・オンラインが選べます。

費用
0円

時間
1時間
程度

場所
日本全国
どこでも

スマホでも！
特設サイトは
こちら!



厚生労働省 労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ!
Ministry of Health, Labour and Welfare

受託会社：株式会社バックスグループ

労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!

いつでもどこでも手続可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届出ができます。
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディーに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディーに処理できます。
毎年提出する年度更新申告書であれば、前年度の申請情報を取り込めるので、入力は変更と修正だけ! 入力
チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスも防げます。

ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための
移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。
GビズIDやマイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。
(労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GビズIDを利用して手続することができます。また、マイナンバー
カード等のICカード形式の電子証明書を利用する場合、ICカードリーダーは別途必要です。)

e-Gov web サイトへ!

e-Gov web サイトへアクセス! <https://www.e-gov.go.jp/>

1. 電子証明書を用意してください
GビズIDを使用する場合は不要です。但し、労働保険関係手続の一部はGビズIDを利用しての申請手続
ができません。
2. アカウントの準備をしてください
e-Gov 電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
e-Gov アカウント・Microsoft アカウント・GビズID
3. ブラウザの設定を確認してください
ブラウザのポップアップブロックを解除します。ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合
があります。
4. アプリケーションをインストールします
e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールします。なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

※詳細は以下URL「労働保険関係手続の電子申請について」へアクセス!
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

第37回(令和5年度)全国作業環境測定・評価推進運動

「作業環境測定・評価で進めよう
あなたの職場の自律的な化学物質管理」

実施期間 令和5年9月1日~30日(準備期間 令和5年6月1日~8月31日)

近年、事業場に新たな原材料、化学物質等が速いテンポで導入され、働く方々の作業環境における危険・有害要因が複雑化、多様化しており、これらを用いる作業にかかるリスク管理の対応が求められています。

国は、化学物質による労働者の健康障害防止のため、一定の危険・有害性のある化学物質について、①化学物質のリスクアセスメントを行うこと、②譲渡提供時に容器などへのラベル表示を行うこと、③譲渡提供時に安全データシートの交付を行うこと、を義務付けています。このような化学物質のリスク管理のための法令整備が進む一方で、労働者が安心して働ける作業環境の実現には、まだまだ課題が残されています。

「作業環境測定」及び「測定結果の評価」は、作業場所の空気中における有害物質の濃度を定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判定し、作業環境の改善につなげるものであり、化学物質等を製造または取り扱う職場を中心に、「リスク評価、リスク管理」の中核を担うツールとなっています。

公益社団法人日本作業環境測定協会は、「作業環境測定及びその結果評価」の適切な実施を推進することが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る基本であることから、これについて事業主を始め事業場関係者の方々の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援を得て昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行ってきました。

その第37回を迎える本年度は、行政及び関係者との連携のもとに、協会と会員作業環境測定機関・自社測定事業場および作業環境測定士が先頭に立ち、①事業場に対し法定作業環境測定の完全実施を促すこと、②作業環境測定が化学物質のリスクアセスメントの有効な手法であることの理解と実践を促すこと、③一部作業場における個人サンプリング法の適用にかかる広報を行うこと、④化学物質の自律的管理に向けた動向にかかる広報を行うこと、および⑤国公立大学法人・私立大学等における作業環境管理の理解と実践を促進すること、の5点に力点を置いて展開します。

令和5年度(公社)日本作業環境測定協会 北関東支部 茨城分会 会員名簿

令和5年5月1日現在

事業所名	所在地(茨城県)	電話番号
(株)MCエバテック つくば分析センター	〒305-0856 つくば市観音台1-25-14	029-886-3951 FAX886-3952
(株)環境測定サービス	〒310-0905 水戸市石川4丁目3896-3	029-257-2601 FAX257-2602
(株)日立パワーソリューションズ	〒312-0034 ひたちなか市堀口832-2	029-276-5626 FAX276-1445
(株)環境科学研究所	〒319-1541 北茨城市磯原町磯原1564-4	0293-42-2694 FAX 42-2625
日立アプライアンステクノサービス(株)	〒316-8502 日立市東多賀町1-1-1	0294-36-9610 FAX 38-1711
(一財)茨城県薬剤師会 検査センター	〒310-0852 水戸市笠原町978-47	029-306-9086 FAX306-9076
(一社)茨城県環境管理協会	〒310-0836 水戸市元吉田町1736-20	029-248-7431 FAX240-1270
(株)環境研究センター	〒305-0857 つくば市羽成3-1	029-839-5501 FAX839-5527
日鉄テクノロジー(株) 鹿島事業所	〒314-0014 鹿嶋市光3番地	0299-84-2565 FAX 84-2578
エア・ウォーター薬化(株) 環境分析センター	〒314-0014 鹿嶋市光3番地	0299-84-3615 FAX 83-8080
(株)茨城テクノス	〒317-0065 日立市助川町3丁目1-1	0294-25-2110 FAX 21-1495

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

募集

保健師のみなさまへ

登録保健師

になりませんか

茨城産業保健総合支援センターは、県内に9箇所の地域産業保健センターを設置し、従業員50人未満の事業場を対象として、厚生労働省の産業保健事業を実施しています。支援を求める事業場の増加に伴い、登録保健師を募集いたします。特に、県北地区を重点といたします。

○登録保健師の業務

- ・労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む。)に係る相談対応
- ・個別訪問による(健康診断の有所見者を含む。)産業保健指導

○登録保健師の契約について

- ・委嘱期間 原則として各年4月1日から3月31日まで
- ・必要な資格 保健師
- ・委嘱条件 謝金 時間額5,500円、交通費あり
- ・活動頻度と時間 1月当たり1回から3回、1回当たり1時間から3時間
(事業場の申込みに応じ、日程を調整の上決定します)
- ・その他 傷害保険加入

お申込み・お問合せ

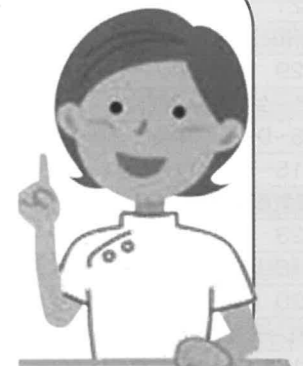
茨城産業保健総合支援センター

電話、メール、FAX等で御連絡ください。

TEL 029-300-1221
(平日8時30分から17時15分)

FAX 029-227-1335

メールアドレス mito@ibarakis.johas.go.jp



講習会のご案内 (令和5年8月中旬～9月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
8/29～30・31・9/1	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
9/7～8・11	ポリテクセンター茨城	(常総市) 常総土浦龍ヶ崎協会
9/12～13・14・15	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
有機溶剤作業主任者		
8/23～24	平成館	(古河市) 古河協会
9/13～14	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
9/14～15	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
9/20～21	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
9/28～29	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
ガス溶接		
9/15～16	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
玉掛け		
8/22～23・26	常総市石下総合福祉センター	(常総市) 常総協会
8/25～26・27	平成館	(古河市) 古河協会
9/7～8・16・23	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
9/7～8・10・17	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
9/14～15・16	常陸太田市商工会館	(常陸太田市) 太田協会
9/22～23・24	NC東日本コンクリート工業(株)	(筑西市) 筑西協会
9/27～28・30・10/1	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 水戸協会
フォークリフト運転(学科)		
9/2	NC東日本コンクリート工業(株)	(筑西市) 筑西協会
9/4	ポリテクセンター茨城	(常総市) 常総協会
9/5	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
9/5	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
9/18	平成館	(古河市) 古河協会
9/20	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
床上操作式クレーン運転		
8/22～23・27	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
8/31～9/1・2	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
小型移動式クレーン運転		
9/21～22・24	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
8/23～24	常陸太田市商工会館	(常陸太田市) 太田協会
9/21～22	平成館	(古河市) 古河協会・筑西協会
9/25～26	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
9/2	平成館	(古河市) 古河協会
9/6	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
9/21	常陸太田市商工会館	(常陸太田市) 太田協会
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
8/29	ポリテクセンター茨城	(常総市) 常総協会・龍ヶ崎協会
アーク溶接等の業務		
9/8～9	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 水戸協会
9/15～16	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
電気取扱業務(低圧)		
8/23	日立シビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
9/15・16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会・常総協会
9/20	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
9/16～17	平成館	(古河市) 古河協会
9/25・26・27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会	(龍ヶ崎市) 龍ヶ崎協会

産業用ロボットの教示・検査等の業務		
8/19～20	平成館	(古河市) 古河協会
8/30～31	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 水戸協会
9/21～22	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦常総龍ヶ崎協会
特定粉じん作業		
8/29	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦常総龍ヶ崎協会
特化物能力向上教育		
9/11	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
安全管理者能力向上教育		
9/19	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
有機溶剤作業主任者能力向上教育		
9/4	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
職長・安全衛生責任者能力向上教育		
9/1	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
職長教育		
8/22～23	ワークヒル土浦	(土浦市) 土浦協会
8/24～25	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
9/13～14	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市) 筑西協会
9/13～14	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 鹿島協会
職長・安全衛生責任者教育		
9/21～22	日立商工会議所会館	(日立市) 日立協会
9/30～10/1	平成館	(古河市) 古河協会
安全衛生推進者講習		
8/24～25	日立シビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
安全管理者選任時研修		
8/21～22	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
9/7	茨城県トラック協会県西地区研修会館	(筑西市) 筑西協会
保護具着用管理責任者教育		
8/25	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
雇用管理研修(建設業)基礎講座		
9/14	鹿嶋勤労文化会館	(鹿嶋市) 連合会
自律的な管理に対応する化学物質管理者講習(製造事業場向け)		
9/29～30	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
一般建築物石綿含有建材調査者講習		
9/6～7	中央安全衛生教育センター	(水戸市) 連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
9/9	平成館	(古河市) 古河協会
9/26	ポリテクセンター茨城	(常総市) 常総龍ヶ崎協会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478

全国労働衛生週間準備打合せ会日程

第74回全国労働衛生週間(10月1日～7日)を迎えるにあたり、各地区労働基準協会では、県内各労働基準監督署のご支援のもと、下記の日程で準備打合せ会(水戸地区～水戸地区産業安全衛生大会、日立地区～日立地区産業安全衛生大会、鹿行地区～鹿行地区産業安全衛生大会)を開催いたしますので、是非ご参加くださるようお願いいたします。

署別	労働基準協会	日時	会場
水戸	水戸協会	9月 6日(水) 13:30	ザ・ヒロサワ・シティ会館小ホール
水戸	太田協会	9月 6日(水) 13:30	常陸太田市商工会館2階大会議室
日立	日立協会	9月11日(月) 13:30	日立シビックセンター 音楽ホール
土浦	土浦協会	9月 6日(水) 13:30	クラブシビックホール土浦
筑西	筑西協会	9月 1日(金) 13:30	茨城県県西生涯学習センター
古河	古河協会	9月 6日(水) 13:30	古河市三和地域交流センターコスモスプラザ
常総	常総協会	9月 5日(火) 13:30	常総市生涯学習センター
龍ヶ崎	龍ヶ崎協会	9月 5日(火) 13:30	大昭ホール龍ヶ崎(龍ヶ崎市文化会館)大ホール
鹿嶋	鹿嶋協会	9月 5日(火) 13:00	鹿嶋勤労文化会館

県内の労働災害発生状況速報 (令和5年6月末現在)

業種別	令和5年	前年同期	業種別	令和5年	前年同期	
計	(10) 1,395	(15) 1,786				
製造業	(3) 374	(6) 398	運輸交通業	(2) 181	(1) 195	
鉱業	(0) 2	(1) 5	貨物取扱業	(0) 22	(0) 18	
建設業	(2) 116	(6) 158	農林業	(2) 31	(0) 21	
内訳	土木	(0) 35	(3) 31	畜産水産業	(0) 49	(0) 49
	建築	(2) 65	(2) 94	商業	(0) 166	(0) 194
	その他	(0) 16	(1) 33	その他	(1) 454	(1) 748

(注) ()内は、死亡者で内数

令和5年死亡災害発生状況 6月発生分

発生月時間帯	職年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
6月 2～3時	作業者・ 技能者 50歳代 11年	その他の金属 製品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	レーザー加工機の清掃作業中、別の作業者が運転する天井クレーンの接近に気づかず、天井クレーンとレーザー加工機との間に頭部を挟まれ、死亡した。
			クレーン	

特別公演

いばらき第10回全衛生審議席

令和5年度 茨城県産業安全衛生大会

参加料 無料

*どなたでも参加できます
*受付をお通り下さい
*駐車場は有料となります



笑福亭茶光
SAKURABA CHAN

生年月日 昭和55年5月29日
出身地 大阪府豊中市
芸歴 平成27年7月 笑福亭鶴光に入門
平成27年8月 楽屋入り「茶光」
令和元年9月 ニツ目昇進



柳亭市寿
SAWABE SHOSUKE

生年月日 昭和59年12月10日
出身地 茨城県取手市
芸歴 平成26年10月 柳家三壽に入門
平成27年10月 前座となる
前座名「寿伴」
令和元年5月 ニツ目昇進
令和2年7月 三壽死去により
市馬門下となる
「柳亭市寿」と改名



入船亭扇太
いりふねてい

生年月日 平成5年12月16日
出身地 北海道士別市
芸歴 平成29年4月 入船亭扇遊に入門
平成30年3月 前座となる
前座名「扇ぼう」
令和4年5月 ニツ目昇進
「扇太」と改名

会期 **令和5年 10月3日** 火

会場 **ザ・ヒロサワ・シティ会館**

●大会開演 13時 /
●特別公演 開演15時05分

主催：(一社)茨城労働基準協会連合会 建設業労働災害防止協会茨城県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会日立支部・鹿島支部
後援：茨城労働局 茨城県 (一社)茨城県経営者協会 日本労働組合総連合会茨城県連合会
協賛：茨城産業保健総合支援センター